

クレーン取扱い業務に係る特別教育（学科）開催について

労働安全衛生法第59条(安全衛生教育)、安全衛生規則第36条15号、クレーン等安全規則第21条により、事業者は次に掲げるクレーンの運転の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別教育を行わなければならないとされています。

イ. つり上げ荷重が5トン未満のクレーン

ロ. つり上げ荷重が5トン以上の誇線テルハ

上記特別教育を事業者に代わって、当協会と北大阪労働基準協会・天満労働基準協会共催で下記により実施致しますので、該当者は受講されますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和7年9月4日(木) 13:30~16:40
令和7年9月5日(金) 9:00~16:10
- 2 場 所 守口門真商工会館 2階 大集会室(*別紙地図参照)
- 3 教育内容 (1)クレーンに関する知識
(2)原動機及び電気に関する知識
(3)クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
(4)関係法令(クレーンの運転)(クレーンの運転の為の合図)
- 4 受講料 **会 員 1人 10,505円(テキスト代含む)**
非会員 1人 11,605円(テキスト代含む)
※会員とは、大阪中央・天満・北大阪(共催)の労働基準協会支部会員事業者を指します。上記以外の事業者は、全て非会員扱いとなりますので、ご注意下さい。
- 5 定 員 30名 *定員に達し次第、〆切らせて頂きます。
- 6 受講申込 申込書は別紙「受講申込書」を作成
- ① 受講申込書にご記入の上、FAXまたはEmail(添付ファイル)にて送信して下さい。
(公社)大阪労働基準連合会 大阪中央労働基準協会支部
【FAX: 06-6941-3710 / Email: roki-kyo@beige.plala.or.jp】
- ② 受講料を下記口座宛てにお振込下さい。インボイス番号 T 7120005015256

【大阪シティ信用金庫 森ノ宮支店 普通預金 8015965
(公社)大阪労働基準連合会 大阪中央労働基準協会支部 宛て】

※申込手続き終了後は、受講料金は返金いたしませんのでご了承下さい。

※振込手数料はお申込者にてご負担願います。

※お振込人名義は支社・支店・営業所名までご入力願います。

- ③ 上記①②の2点を確認し次第、当日ご持参いただく「受講票」をFAXで送信いたします。

※お手続きは、実施日の1週間前までに完了願います。【上記のお手続き期間を経過しても原本未送付、受講料未入金の場合はキャンセルとさせていただきます】

- 7 その他 全講習受講者には講習会2日目終了後に学科講習修了証明書をお渡しします。

実技教育は、各事業場で4時間以上実施して下さい。

会 場 へ の ア ク セ ス

会場：守口門真商工会館（門真市殿島町 6-4）

車でのご来場はご遠慮願います。



京阪電鉄、大阪モノレール「門真市駅」下車徒歩 10 分

令和 7 年 月 日

大阪中央労働基準協会支部 御中

Fax 06-6941-3710

クレーン取扱い業務に係る特別教育（学科）申込書

事 業 場 名 _____

所 在 地 _____

担当者 部署・氏名 _____

電 話 _____

F A X _____

* 受講番号	氏 名	生年月日

* 印欄は協会にて記載します